

これからの福生市における新型コロナウイルス感染症対策について

～緊急事態宣言等を受けて

国からの「緊急事態宣言」及び東京都からの「緊急事態措置」を受け、その実施期間（令和2年4月8日から令和2年5月6日まで）における福生市の新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年4月2日に決定した対応方針に、次の事項を追加・変更し、感染防止に努めるものとする。

1 公共施設の対応について（現行開場等している施設の対応について）

（1）屋外体育施設について

現在、使用を許可している屋外体育施設については、他の施設と同様に、令和2年5月6日（水）（以下「期日」という。）まで休止し、使用の制限をかける。

（2）その他一部開室している施設について

図書館等一部開館等を行っている施設についても、期日まで全面的に休館とする。ただし、影響等を鑑み、従前の対応を継続することができる。

※上記以外の施設については、令和2年4月2日に決定したとおり、対応を期日まで継続する。

2 現行実施している事業等について

（1）小・中学校臨時休業における対応

市内小中学校は、春季休業の終了日の翌日から期日まで臨時休業とし、登校日を設けることとしていたが、国、東京都等の方針を受け、登校日は設けず、新型コロナウイルスの感染防止に努める。

（2）保育園について

市内保育園については、国、東京都等の方針を受け、期日まで登園の自粛をお願いする。ただし、特に児童の保育が必要と認める場合については、当該児童の保育を行うものとする。

（3）学童クラブについて

学童クラブについては、国、東京都等の方針を受け、期日まで延長保育を縮小し、クラブの利用について自粛をお願いする。ただし、特に児童の育成が必要と認める場合については、当該児童の育成を行うものとする。

(4) ふっさっ子の広場等について

ア ふっさっ子の広場について

国、東京都等の方針を受け、ふっさっ子の広場については、期日まで全校休業とする。

イ 各小学校における自習等の対応について

教職員の自宅勤務等のため、各小学校における自習等への対応は行わないものとする。

(5) 市役所業務について

市役所の業務については、感染予防対策に万全を期して、通常どおり業務を行うものとする。(時間外開庁の休止は、期日まで継続)

3 市民への影響に対する施策について

(1) 市内事業者への支援（中小企業への融資の拡大等）

新型コロナウイルス感染症における市内事業者への救済措置として、「福生市中小企業振興資金融資条例」等を改正し、融資限度額の引き上げ等を行う。(専決処分にて実施)

当分の間

- ・ 運転資金の融資限度額を「1,000万円」から「1,500万円」に改正
- ・ 償還方法のうち、据置期間について「6月以内」から「12月以内」に改正

(2) 国民健康保険等における傷病手当金の支給について

条例を改正し、新型コロナウイルス感染症に対する傷病手当金を支給する。(令和2年1月まで遡り、遡及適用)

(3) その他

ア 広報等について

4月15日付け広報については、原稿の締め切り等もあることから、2から3日程度配布を遅らせて、できるだけ直近の情報を掲載するように手配する。(令和2年4月17日(金)配布予定)

イ ホームページ、情報メール、防災行政無線等による情報発信について

新型コロナウイルス感染症に係る対応等についての情報については、ホームページ、情報メールのほか、防災行政無線等により、市民等に対し、発信し、理解と協力をお願いする。

4 庁内等の対応について

(1) 出勤ができない職員への対応について

期日までの間は、新型コロナウイルスの状況に起因して児童の保育や親の介護等が生じ、出勤ができない職員に対しては、「特別休暇」の扱いとなるように、条例改正を行い対応する。

※「福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正（専決処分にて実施）

(2) 庁内会議等の自粛、代替等について

期日までの間は、庁内部における会議等（審議会等を含む。）については、業務上の必要性を考慮し、書面開催又は延期などとし、感染におけるリスクを回避する。ただし、どうしても必要な場合は、会議時間や環境を考慮し、必要最低限の範囲で行うものとする。

(3) 出張等について

期日までの間は、基本的には出張等は控えるものとし、電話やメール等で対応する。ただし、現地確認など業務上必要な場合には最低限の回数、人員等によるものとする。

5 締結した契約の一時履行中止並びに損失及びその補てんについて

(1) 締結した契約の一時履行中止について

今般の新型コロナウイルスにより、契約した業務の履行ができなくなっている契約については、「締結した契約の一時履行中止について（令和2年4月6日決定）」により対応する。

(2) 損失及びその補てんについて

今般の新型コロナウイルスにより、委託事業等に影響がでると思われる場合には、影響等について精査し、当該事業者等との協議のもと影響額（損失額及びその補てん）について検討すること。（今後、国、東京都から当該事案に対する財政支援についての詳細が発出されると思うので、その内容に注視し対応を図る。）

また、指定管理者については、「新型コロナウイルス感染症への対応に係る指定管理者制度の運用方針について（令和2年3月31日決定）」のとおりとする。

6 今後の対応について

(1) 感染者が市内に発生した場合の対応について

市内学校、保育園その他の公共施設に係る者が感染した場合において、濃厚接触者の有無等、更なる感染拡大のおそれがある状況にあるときは、その影響の度合いを勘案し、速やかに、休業その他の感染防止に資する対応をとり、感染の拡大を防ぐための措置を講じるものとする。

(2) その他

上記1から5までの事項については、現時点における対応であるが、今後の状況により、市民の健康の確保、感染の拡大を防ぐことを前提として、国、東京都等の方針や市内における感染状況等を踏まえ、柔軟に対応するものとする。